

○民生委員法（抜粋）

(昭和二十三年七月二十九日)

(法律第九十八号)

民生委員法をここに公布する。

民生委員法

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

(平一二法一一一・一部改正)

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。

(平一一法一六〇・一部改正)

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

(昭六〇法九〇・平一一法八七・平一一法一六〇（平一二法一一一）・平一二法一一一・平二五法四四・一部改正)

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たつては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

(平一三法一三五・一部改正)

第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

(昭六〇法九〇・平一一法一六〇・一部改正)

第八条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(昭二八法一一五・平一二法一一一・平二五法四四・一部改正)

(以下略)

○民生委員法施行令（抜粋）

(昭和二十三年八月十日)

(政令第二百二十六号)

民生委員法施行令をここに公布する。

民生委員法施行令

内閣は、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の規定に基き、ここに民生委員法施行令を制定する。

第一条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

2 民生委員推薦会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が左の各号の一に該当する場合には、任期中であつても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

(昭二八政一四五・一部改正)

第二条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第三条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第四条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第五条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

第六条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

(平二五政一八三・一部改正)

第七条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。

(以下略)

○茅ヶ崎市民生委員推薦会規則

昭和28年9月27日

規則第14号

改正 平成25年11月8日規則第45号

平成29年3月28日規則第1号

平成29年3月28日規則第8号

令和5年2月22日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）第7条の規定に基づき、茅ヶ崎市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の委員の定数その他推薦会に関し必要な事項を定めるものとする。

（平25規則45・全改）

(定数)

第2条 推薦会の委員の定数は、14人以内とする。

（平25規則45・一部改正）

(委員)

第3条 推薦会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市の区域内の社会福祉関係団体の代表者
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 民生委員

2 委員は、再任されることができる。

（平25規則45・全改）

(除斥)

第4条 委員は、自己又はその配偶者若しくは同居の親族に関する事件については、その議事に加わることができない。

（平25規則45・旧第6条繰上・一部改正、平29規則1・旧第5条繰上）

(幹事及び書記)

第5条 推薦会の幹事及び書記は、福祉部地域福祉課の職員のうちから市長が任命する。

（平25規則45・追加、平29規則1・旧第6条繰上、平29規則8・令5規則7・一部改正）

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦会に諮って定める。

（平25規則45・全改、平29規則1・旧第7条繰上）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第45号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 8 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 7 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。